

令和 5 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 5 回）

日時：令和 5 年 11 月 16 日（木）午前 10 時 00 分～

形式：Web によるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

【審議資料】

- 資料 1 「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」
- 資料 1－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別
審議について
- 資料 1－2 「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影
響評価調査計画書について（案）

<出席者>

会長 柳委員

第一部会長 奥委員

飯泉委員

玄委員

小林委員

高橋委員

堤委員

速水委員

水本委員

横田委員

(10 名)

長谷川政策調整担当部長

椿野アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和5年11月16日

(事業名称) (仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 13項目 (選定した理由 p. 102～103)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査にあたっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や、周辺での埋蔵文化財発掘調査報告書等の既存資料を精査するとともに、関係教育委員会等と早期に協議を行った上で、それらの調査結果に基づいた予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

計画地には、石綿含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査において、石綿及び石綿含有建材の使用が確認された場合には、その使用状況について明らかにしたうえで予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 4項目 (選定しなかった理由 p. 104)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系

【生物・生態系】

計画地周辺には小石川後樂園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後樂園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについて、客観的に示されていないことから、必要に応じて、予測・評価の項目として生物・生態系の選定を検討すること。

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域区長からの意見	3 件
合 計	3 件

2 周知地域区長からの意見

【文京区長】

1 選定されている項目

(1) 大気汚染

事業実施について、既存建物の解体工事を行う際に含有されているアスベスト等や人体または環境に有害とされる物質の使用状況を調査し、それらを有する場合は法令に則して適正に処理されたい。

関係車両の運転者にアイドリングストップを遵守させる等適切な措置を講じられたい。

(2) 騒音・振動

工事完了後における設備機器の稼働に伴う騒音・振動及び低周波音について、予測事項として十分に検討し適切な機器の導入を選定されたい。

道路交通対策として、自動車利用の合理化、交通量の円滑化等に努められたい。特に、迷惑駐車防止を徹底されたい。

(3) 土壌汚染

土壌汚染が確認された場合は、関係法令等を遵守し処理されたい。

(4) 地盤

掘削工事に伴う地盤の変形の調査及び近隣に河川があることを踏まえて調査されたい。

(5) 水循環

掘削工事での地下水位調整等工事について、十分な調査を行われない。

(6) 日影

周辺地域の都市生活環境の保全について、配慮されたい。

(7) 電波障害

計画建物について、テレビ電波の受信障害が生じることが無いよう計画されたい。また電磁波について調査し、影響について配慮されたい。

(8) 風環境

周辺の風環境が悪化しないよう、適切な措置を講じられたい。

(9) 景観

周辺地域の景観特性との調和に配慮し、美しいまちなみの形成に努められたい。

(10) 史跡・文化財

事業計画地は、特別史跡及び特別名勝「小石川後樂園」に近接していることから、史跡及び埋蔵文化財の調査等について関係機関との協議に基づき適正に対処されたい。

(11) 自然との触れ合い活動の場

事業計画地にはウォーキングコースが設定されているが、工事施工中及び完了後による影響には十分な配慮をされたい。

(12) 廃棄物

廃石綿等の特別管理産業廃棄物は、法令等を遵守し適正に処理されたい。建設廃棄物の減量化と再資源化に努められたい。

また、吸ガラのポイ捨て防止、歩行喫煙禁止の徹底に努められたい。

(13) 温室効果ガス

工事の完了後における施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の予測を十分に調査し、文京区の2050ゼロカーボンシティの取り組みに

配慮した温室効果ガスの削減を講じられたい。

工事施工中の解体・施工に於いても工事工法や使用建材等を使用するなどし、温室効果ガスの排出量削減に配慮されたい。

2 選定されていない項目

(1) 悪臭

計画建物の供用後の臭気（ビルピット、事業所等）について調査項目に選定されたい。解体工事についても悪臭防止に努められたい。

(2) 水質汚濁

計画地において、揚水施設を設けるときは調査項目に選定し、設置工事に伴い法令手続きを講じられたい。

(3) 地形・地質

地下4層の構築物による掘削があり、調査項目に選定されたい。

(4) 生物・生態系

計画地に近接し小石川後樂園及び神田川があり、調査項目に選定されたい。

【新宿区長】

1 環境影響評価調査計画書全般について

(1) 全般事項

工事予定期間が長期にわたることから、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周辺環境との調和を図り、適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望する。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気汚染

工事施工中の建設機械の稼働及び工事車両の走行・搬出入等に伴い発生する排出ガス・粉塵等に対し、施工計画・施工方法の十分な検討を行い近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

(2) 騒音・振動

工事車両の走行・搬出入等に伴う騒音・振動や計画地周辺の交通渋滞の発生などに対し、交通状況に応じた誘導経路の確保や誘導員を配置するなど、施工計画の段階で十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

(3) 景観

- ・計画地は、風情ある江戸情緒を残すまちなみをもつ笹笥地域の北東側に隣接している。「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」において、広域的な景観の形成にあたっては、隣接区と連携しながら、良好な景観の保全・創出を図ることとしていることから、当該地域についてもより良好な景観形成が図られるよう配慮されたい。
- ・代表的な眺望地点の選定にあたっては、神楽坂の風情あるまちなみからの眺望への影響を検証するため、適切に追加選定されたい。

(4) 温室効果ガス

地球温暖化対策が喫緊の課題となっていることから、工事施工中及び施設の供用にあたっては、二酸化炭素排出量の削減がより一層推進されるよう検討されたい。

3 その他要望事項について

(1) その他

- ・当該事業の施行者は、工事期間中を含め施行者において対応すべき期間、環境に関する苦情及び要望等が生じた際に対応する窓口を設置し、誠実かつ適切な対応を行うよう要望する。
- ・施設供用に伴い、住民及び事業者から排出される廃棄物による環境衛生対策（カラス、ネズミ等害獣対策を含む）について、十分な検討を行い、適切な対応が行われるよう要望する。
- ・工事施工中における当該事業関係者及び施工後における商業施設への来訪者に対して、新宿区内における路上喫煙禁止やごみのポイ捨て防止の啓発等について、十分に検討のうえ、対策を講じていただくことを要望する。

【千代田区長】

1 大気汚染

工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

2 騒音・振動

工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。

また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

3 景観

千代田区景観まちづくり計画上、神田川、日本橋川の部分と河川区域の両側30mの陸上区域を「神田川・日本橋川重点地区」に位置付け、建築物及び屋外広告物等の景観協議を義務づけている。

当該敷地は文京区側ではあるが、対岸とつながりのある河川空間（都市景観）である方が望ましいため、以下のとおり景観上の配慮を数点ご検討いただきたい。

- (1) 水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観に貢献する計画とすること。
- (2) 川に向けた第三者広告物の設置は避け、自家用広告物についても大きさや位置等に配慮すること。河川空間に大きな影響を与えるデジタルサイネージは設置しないこと。

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について (案)

第 1 審議経過

本審議会では、令和 5 年 9 月 11 日に「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査にあたっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や、周辺での埋蔵文化財発掘調査報告書等の既存資料を精査するとともに、関係教育委員会等と早期に協議を行った上で、それらの調査結果に基づいた予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

計画地には、石綿含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査において、石綿及び石綿含有建材の使用が確認された場合には、その使用状況について明らかにしたうえで予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載すること。

【生物・生態系】

計画地周辺には小石川後樂園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後樂園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについて、客観的に示されていないことから、必要に応じて、予測・評価の項目として生物・生態系の選定を検討すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和5年9月11日	・調査計画書について諮問
部 会	令和5年11月16日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系 ・総括審議
審議会	令和5年11月28日	・答申(予定)